

# 平成1年度 沖縄海区漁業調整委員会開催状況

	開催日時・場所	議 題	内 容
第1回	H1.7.10 水産会館	(1)浮魚礁の敷設承認について	知念村漁協ほか8者から提出されている合計21基の浮魚礁敷設承認申請について、申請どおり承認された(承認累計176基)。
		(2)県外底魚一本釣漁船及び巻網漁船の違反操業取締りについて	5トン以上の底魚一本釣漁業は、本県では知事許可漁業となっており、漁場が競合して水揚げの減少がある漁協からは県外漁船の取締り要請がある。一方県外船の操業は復帰前からのものであり、許可申請がなされた場合許可せざるを得ない。関係漁協・漁業者の意向等を再調査の上、その結果を踏まえて、再審議することとなった。また、県外の大中型及び中型巻網漁船も本県海域の操業禁止ライン付近で操業していると思われるが、その実態は不明であるで、今後実態の把握に努め、対策等を検討していくこととなった。
		(3)いるか漁業について	前回の委員会委員会の承認漁業となった本漁業について、名護漁協所属の6漁業者に対する承認状況が報告された。また、いるか漁業をめぐる国内外の動向について、水産庁のIWC総会報告・関係県担当者会議等の結果を踏まえて、事務局から報告された。
		(4)遊漁船業の適正化に関する法律、同施行規則及び運用・施行通達について	同法の成立・公布の経緯、法の趣旨・内容及び同法施行規則の(案)について、事務局から報告がなされた。
第2回	H1.11.1 ホテルレインボー	(1)有人潜水船によるさんご漁業について	有人潜水船によるさんご漁業の起業認可申請について、従来の網による漁法より漁場の破壊が少ないということ等から、申請どおり承認された。
		(2)平成元年度全国海区漁業調整委委員会連合会九州ブロック会議について	同ブロック会議の開催の趣旨と概要、開催の要領及び本海区の提案議題について、事務局から報告がなされた
		(3)浮魚礁への敷設者名称等を記載した漁具標識設置の徹底について	委員会指示別紙の浮魚礁敷設承認取扱要綱によって、浮魚礁に漁具標識を設置することになっているが、取締船等の巡回の結果、標識が確認できない場合が見受けられ、設置の指導に従わない場合は、浮魚礁の敷設の取消し等の処置も含めて対処する必要性がある旨、事務局の報告がなされた。委員からは、標識が布製と指定されているため設置後の耐久性に疑問があり、材質を含め、設置方法の検討が必要である旨の所見がなされ、今後の検討事項となった。
		(4)いるか漁業に係る規制について	いるか漁業の関係各県の状況及び水産庁での担当者会議の結果について、事務局の報告がなされた。また、同会議で調整された事項のうち、本県に係る水産庁の捕獲の制限案(平成1年及び平成2年の総捕獲頭数の上限:140頭前後、マゴンドウの捕獲制限頭数:93頭)についての県の説明について関係漁協は自主規制として承諾した旨も報告された。
第3回	H2.2.28 (ホテルレインボー)	(1)浮魚礁の敷設承認について	これまで承認された176基のうち21基を取消し、新たに、恩納村漁協ほか6漁協から敷設承認申請された11基について、申請どおり承認された。(承認累計166基)。
		(2)いるか漁業に係る委員会指示について	同漁業をめぐる国内外の様々な動きがあることから、本海区におけるいるか資源の保存・管理及び同漁業の存続を図るため、前年に引き続き今年も漁業法第67条第1項に基づき、同漁業を承認制とする委員会指示を発することとなった。同指示においては、いるかの定義、禁漁期間の延長(11月～1月の操業禁止)、使用漁船の総トン数の制限(10トン未満のみ承認)及び操業状況報告の際の操業記録用紙の提出が新たに規定された。
		(3)海区漁業調整委員会の委員の水産庁長官表彰について	海区漁業調整委員会発足40周年を記念した水産庁長官表彰について、本海区では、2名の該当者がおり、県のほうで国に推薦する旨、事務局から報告された。